

第14部会

は、「敬神トハ、天祖天神ヲ始メ、凡ソ朝典ニ列タル大小ノ神祇及ビ土地ノ氏神生土神等ヲ崇敬スルヲ謂ナリ。愛国トハ、凡ソ人トシテ君父ノ国ヲ愛スルハ天理ノ常ナレバ、各々其職ヲ尽シ報恩ヲ計ルヘキヲ謂ナリ。持統紀ニ尊朝愛国トアル是ナリ。此旨ヲ体認シテ教諭スベキナリ。」とあった。平田俊春はこの『三條略解』の立場をもっとも率直に受けて「敬神と愛国を別箇に解説しているもの」として田中頼庸『三條演義』を挙げているが、事實は逆で、田中ら教部省編輯課官員の方針が『三條略解』に影響を与えたのであらう。

また、権少教正・堀秀成は、「愛国」(『本教講録』第一輯、明治十三年十月、『三条教則衍義書資料集』)と題する説教において、「我々は決して国体くとかましく、国体をのみ説く職掌ではない。此国体を万世に維持する心得方を、各々に対して説諭する職でござる。」と教導職の務めを明快に説いている。堀の愛国論は、「世に無用の人とならぬ様に、心懸て、我皇国三千五百万の人民、同心協力したらむには、皇統一系の御国体も、名実実相適ひて万国に誇るべき国となるでござる。唯手を拍て神様を拝むばかりが敬神でも無く、喋々と国自慢をするが愛国でもござらぬ」という抑制の効いた、決して排外的では無い「自主独立」のナショナリズムであったことは明記しておいてよいものと思われる。

最後に明治二十年代の「愛国」論への展望として、事実上、皇典講究所関係者による雑誌出版活動の嚆矢である『日本文學』第一(明治二十一年八月二十五日)の「日本文學發行の趣旨」を挙げる。ここには、「我が国民として、国柄を詳にし以

て愛国の思想を發達せしめ、自主自重の氣風を養成し、国力を充実せしめんとするにあり。凡愛国の情は、国柄を知らざれば起らざるものにして、猶人を愛するものは、能く其人の性質本意を知り、花を愛するものは、能く其花の性質品位を知れるが如し。是真に愛するなり。」と記されている。これを書いたのは、「教学分離」によって明治十五年に創立された皇典講究所の「創建係」として重要な役割を果たした松野英雄だが、大教院や神道事務局編輯課時代に著した『名教集語』は、残念ながら卷之一のみが財団法人無窮会神習文庫に所蔵されており、松野の当時の「愛国」観を窺うことはできない。

「特高教本」におけるナショナリズム

小島 伸之

多くの論者によって指摘されているように、ナショナリズムは多義的でかつ多様な概念である。それは、当事者用語として多様な思想・運動がそう示されてきたこと、また、近代における国民国家創出を志向した思想・運動の分析という視点によって研究的に彫刻されてきた概念が、その後の(そしてそれ以前の)歴史上の社会現象の分析に応用されたことに起因する。本報告は、ナショナリズムの多義性・多様性、各ナショナリズムの相互間関係性をテーマに、特別高等警察に関する「教本」「参考書」を事例として、①特高警察が国内の nationalism 運

動に関していかなる認識・理解をしていたのかについて、②特高警察が守るべき存在と指定した national なもの（「国体」）とは何であるのかについて、③特高警察の nationalism 運動に対するスタンスの変化と特高警察の nationalism の変質について、考察するものである。

特別高等警察は、従来の高等警察の政党・政党性 (statist) からの脱却を企図して分岐された機関である。すなわち、特高警察は、国家的 (national) な存在として設立されたのである。それは、近代日本国民国家に対する「脅威」として勃興していた社会主義運動、特に inter-national な共産主義運動の取締りを目的 (defensive) としていた。inter-national な運動の激化は、当然、日本の national にとって深刻な脅威であったからである。一方、明治維新期、すなわち近代日本国民国家創設期に反欧化 (反近代化)・国粹保存を主張した national な運動の一脈は、昭和初期に至り国家改造 (超近代化) を主張する国家 (国民) 主義運動に変質した。ここに、national な特高警察が、nationalism 運動を取締る契機が生じたのである。

特高警察の国家 (国民) 主義運動に対する警戒を強化する契機は、昭和七年の血盟団事件、五・一五事件であった。荻野富士夫の先行研究においても既に指摘されているように、特高警察は国家 (国民) 主義思想・運動に対して、一定の「理解」を示していた。しかし他方で、荻野による、特高警察は国家 (国民) 主義の「思想そのもの」は抑圧の対象とせず、その「手段」のみを取締ったとの指摘には一定の留保が必要である。諸特高教本によれば、特高警察は国家 (国民) 主義運動の要素の

うち日本主義・愛国性や反共産主義については当然否定的でなかったにせよ、他の要素である反議会主義 (独裁主義)、反資本主義については決して同調的ではなく、厳重な警戒の対象として否定的スタンスを取っていたからである。すなわち、特高が守ろうとした national なもの (国体) とは、日本主義 (天皇主義) だけでなく、資本主義、議会主義的要素を含んだ大日本帝国憲法体制¹¹近代日本国民国家であったといえる。さらに諸特高教本において、この段階での特高が守るべき「国体」にそれらを超えた (例えば、神話的要素等を強調した) 具体的な像は描かれていない。しかし、支那事変以降の国際状況の中で、準戦時下から戦時下へと既存の国家体制が移行し、資本主義・議会主義への制限が体制的に進められるにつれ、国家体制そのものがかつての警戒・取締りの対象であった国家 (国民) 主義運動の主張した国家像と接近するに至る。当然、こうした情況は従来の特高警察の国家 (国民) 主義運動に対するスタンスにも変化をもたらさざるを得ない。国家 (国民) 主義は、警戒の対象から同情の対象へ、そして同化の対象へと変遷したのである。この段階以降において、国家 (国民) 主義運動は、はじめて純粹にその「手段」のみが取締りの対象となったといえよう。同時にこの時期、特高が守るべき「国体」像が神話的要素を強調した具体的なものとして記述されていく傾向が見られ、そうした positive な「国体」像への aggressive な統制をも志向されるに至ったのである。